

議案第144号

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

つくば市危険物規制事務手数料条例（平成14年つくば市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表2の部(6)の款アの項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に改め、同款イの項中「1,410,000円」を「1,720,000円」に改め、同款ウの項中「1,590,000円」を「1,920,000円」に改め、同款エの項中「1,950,000円」を「2,360,000円」に改め、同款オの項中「2,270,000円」を「2,740,000円」に改め、同款カの項中「4,550,000円」を「5,640,000円」に改め、同款キの項中「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同款クの項中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料

料について改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市危険物規制事務手数料条例（平成14年つくば市条例第75号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略）				本則・附則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	区分	単位	金額	手数料を徴収する事務	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1)―(5) (略)	(略)	(略)	(1)―(5) (略)	(略)	(略)	(略)
	(6) 浮き屋根式ア 危険物の貯蔵最大量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>1,450,000円</u>	(6) 浮き屋根式ア 危険物の貯蔵最大量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件		<u>1,180,000円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	<u>1,720,000円</u>	イ 危険物の貯蔵最大量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件		<u>1,410,000円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	<u>1,920,000円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件		<u>1,590,000円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件	<u>2,360,000円</u>	エ 危険物の貯蔵最大量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件		<u>1,950,000円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数	1件	<u>2,740,000円</u>	オ 危険物の貯蔵最大数	1件		<u>2,270,000円</u>	

		量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの		
		カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件	<u>5,640,000円</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件	<u>7,240,000円</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	<u>8,790,000円</u>
	(7)―(19) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)

		量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの		
		カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件	<u>4,550,000円</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件	<u>5,820,000円</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	<u>7,070,000円</u>
	(7)―(19) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)